

議案第 2 1 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
人 事 課	教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くこと等を定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備の必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】

教育委員会制度改革に係る「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」により「委員長と教育長の一本化」、「総合教育会議の設置」、「教育に関する「大綱」の策定」などを柱とする新たな教育委員会制度へ移行されることに伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行うもの。

《教育委員会制度改正の概要》

1 制度改正の背景

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ること等を目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成 26 年 6 月 20 日に公布、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

2 改正の概要

(1) 教育行政の責任の明確化

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- ② 新教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。
- ③ 新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- ④ 新教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。
- ⑤ 教育委員から新教育長に対して教育委員会の会議の招集を求めることができる。
- ⑥ 新教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。

※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

(2) 総合教育会議の設置、大綱の策定

- ① 首長が招集し、会議は原則公開する。また、議事録を公表するよう努めなければならない。
- ② 構成員は、首長と教育委員会（教育長と教育委員）
- ③ 協議・調整事項は、次のとおり。
 - ア 教育行政の大綱の策定
 - イ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ウ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

(3) 施行期日

一部の規定を除き、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 経過措置

法律の施行の際に在職する教育長（現行制度下の教育長（旧教育長））については、施行日以後もその委員としての任期が満了するまでの間は在職する。この場合、現

行制度が適用され、旧教育委員長、旧教育長が存在することとなる。

【改正条例】

(1) 三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例

委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職となることに伴い、新教育長の勤務時間等や職務に専念する義務の特例を定めるもの。

※ 現行の教育長は、教育委員としては特別職である一方で、教育委員会から任命された事務局の長として一般職の身分を兼ね備えている。

(2) 三田市議会委員会条例

議会の出席を求められる者について、「教育委員会の委員長」から「教育委員会の教育長」に改正するもの。

(3) 特別職に属する非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例

教育委員長の職が廃されるため、報酬額を委員に限定するよう改正するもの

(4) 三田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

改正法の条項の移動に伴い、所要の規定の整備を行うもの

【施行期日】

平成27年4月1日

【経過措置】

法律の施行の際に旧教育長が在職する場合においては、上記各条例（(4)を除く。）の改正規定は適用せず、改正前の各条例の規定は、なおその効力を有する。